

魚津市告示第127号

魚津市通所型サービスA実施要綱の一部改正について
魚津市通所型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第118号）の一部
を次のように改正する。

令和6年6月11日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

【別記】
別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
3 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位× <u>92/1,000</u>
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位× <u>90/1,000</u>
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× <u>80/1,000</u>
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	1月につき	所定単位× <u>64/1,000</u>
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>1</u>	1月につき	所定単位× <u>81/1,000</u>
	(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>2</u>	1月につき	所定単位× <u>76/1,000</u>
	(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>3</u>	1月につき	所定単位× <u>79/1,000</u>
	(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>4</u>	1月につき	所定単位× <u>74/1,000</u>
	(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>5</u>	1月につき	所定単位× <u>65/1,000</u>
	(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>6</u>	1月につき	所定単位× <u>63/1,000</u>
	(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>7</u>	1月につき	所定単位× <u>56/1,000</u>
	(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>8</u>	1月につき	所定単位× <u>69/1,000</u>
	(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>9</u>	1月につき	所定単位× <u>54/1,000</u>
	(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>10</u>	1月につき	所定単位× <u>45/1,000</u>
	(15) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>11</u>	1月につき	所定単位× <u>53/1,000</u>
	(16) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>12</u>	1月につき	所定単位× <u>43/1,000</u>
	(17) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>13</u>	1月につき	所定単位× <u>44/1,000</u>
	(18) 介護職員等処遇改善加算 (V) <u>14</u>	1月につき	所定単位× <u>33/1,000</u>

備考 (略)

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
3 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位× <u>59</u> /1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位× <u>43</u> /1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× <u>23</u> /1,000
4 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位× <u>12</u> /1,000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位× <u>10</u> /1,000
5 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき	所定単位× <u>11</u> /1,000

備考 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。